

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## The Meaning and State of Imperial Household Shinto Rituals : Imperial Succession : History and Tradition

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Motegi, Sadasumi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000531">https://doi.org/10.57529/00000531</a>

# 皇室祭祀の意義と現状

茂木貞純

## はじめに

平成の大嘗祭の挙行を廻って、日本国憲法の定める政教分離原則に抵触するとして、強硬な反対論とこれをめぐる様々な議論があった。平成元年十二月二十一日に、大嘗祭を行う意義等について、政府見解が発表された。要約してみると「大嘗祭は我国伝統の収穫儀礼であり、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式として行われて来た。大嘗祭で天皇は天照大御神及び天神地祇に対して、国家国民の安寧と五穀豊稔を祈られる。明ら

かに宗教儀式であるので、その態様から国がその内容に立ち入ることは、なじまない性格の儀式である。よって国事行為としては挙行できないが、皇位の世襲制をとる我が国の憲法において、国がその挙行を可能にすることは当然で、公的性格がありその費用を国費（宮廷費）から支弁するものである。」とした。しかし、とりわけ昭和天皇が、昭和二十一年元旦に発表された「年頭、国運振興の詔書」（所謂「天皇の人間宣言」と呼ばれている）と折口信夫が昭和三年の昭和大礼の折に発表した「大嘗祭の本義」の中で、大嘗祭は天子が神格を獲得する儀式であるとする学説を根拠に、皇位継承儀礼としての大嘗祭を実施す

ることは、憲法違反であるとして、論戦が繰り広げられた。国会での論戦を中心に、マスメディアを通じて、政教分離違反論が沸騰していった。<sup>(2)</sup>

最終的に政府は平成二年九月十九日に「大嘗宮の儀」の見解を発表し、折口信夫が主張した「天皇神格化の儀式」との学説を、大嘗宮内での天子の所作や御告文の内容に触れてこれを否定した。<sup>(3)</sup>

こうした政府見解が発表された後も大嘗祭に反対する日本キリスト協議会、浄土真宗の僧侶信徒、学界、労組、市民組織などの活動は、活発化して十一月に入ると全国各地で反対集会が実施された。日本社会党、日本共産党などは大嘗祭の直前まで反対姿勢を示した。

大嘗祭直前の十一月二十一日に発表された社会党書記長山口鶴男の談話を紹介しておこう。

「大嘗祭」は神道の儀式に基づき、天皇が「神」となる宗教儀式であるとされているのであって、政府の「即位の礼準備委員会」(八九、一二、二二)も、大嘗祭は、「趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有するとみられることは否定できず、また、その態様においても、国が

その内容に立ち入ることはなじまない性格の儀式である」との検討結果を取りまとめていた。このような宗教的儀式に国が関与することは、現憲法の国民主権、政教分離の原則に反するものである。<sup>(4)</sup>

とあくまで反対の意思を鮮明にしている。日本共産党の見解もほぼ同様である。こうした状況下、大嘗祭を実力で阻止しようとする過激派による無差別テロ攻撃まで行われた。平成元年四月二十九日に宮内庁職員宿舍駐車場で時限爆弾が爆発されたのはじめ、平成二年一月に常陸宮邸に向けて金属弾、同日京都御所の梨木神社付近で金属弾がそれぞれ発射された。三月には東京の白髭神社、氷川神社、神明神社に放火され全焼。六月には女子学習院中・高等科の礼法室が放火され、七月には秋田県護国神社に放火され全焼している。秋田県は悠紀国に選定され、神社庁が中心となり奉祝田を設けて、県内各地で浄らかな新穀が収穫できるよう活動を続けていた。

七月下旬これら多くの事件で犯行声明を出していた、中核派幹部は同派の集会で十一月には皇居に突入すると発言している。七月三十一日奈良県の石園坐多久虫玉神社、牟佐坐神社、室八幡神社に放火され全焼。八月に入り福岡市の門戸口天満宮

全焼、大分県の農政部長宅に放火、大分県は主基国に選定され、齋田の管理に当たっていた。十月兵庫県神戸護国神社の物置小屋全焼、栃木県乃木神社で乃木別郎の母屋が全焼された。

十一月に入りテロ攻撃は更に激しさを増し、十二日即位礼の当日に東京の田端八幡宮、廣尾稻荷神社、多武峰内藤神社に放火され、全焼もしくは一部焼失した。十三日には茨城県の高田神社が放火され全焼。十九日愛知県の熱田神宮で境内地に迫撃砲四発が撃ち込まれたが、幸いに本殿に被害はなかった。

二十一日宮城県の竹駒神社全焼、二十二日には埼玉県の神明神社、二十三日には茨城県の八坂神社が全焼、山梨県の三島神社に放火されるも早期発見で被害なし。三十日滋賀県の大瀧神社が全焼、十二月五日には伊勢神宮の外宮に迫撃砲三発が撃ち込まれた。幸いにこれも直接の被害が無かった。

今こうして被災した神社等の状況を記していて、どんなにか異常で狂気の沙汰であったか、改めて感じるものがある。ただ即位の礼は平成二年十一月十二日、大嘗祭は同十一月二十二日夕刻から二十三日早朝にかけて滞りなく斎行された。神代の神勅に起源をもつ大嘗祭が粛々として行われて、平成の御代が始まったのである。以来、三十年の月日が流れ、上皇陛下は、象徴としての務めを模索され、象徴としての務めを全身全霊で果たさ

れ、讓位されたことは、周知の通りである。そして、本年、今上陛下が五月一日に「劍璽等承継の儀」を行われ、新天皇に即位された。今秋には即位礼と大嘗祭が行われるべく準備が進められている。今回は政教分離に関わる議論はほとんどない。平成の御代は自然災害が多く、祈りを大事にされる上皇陛下の姿から宮中祭祀に関する理解が深まったのだろうか、この三十年間に何か変わったのだろうか。平成の大嘗祭を振り返りながら、天皇祭祀の意義を改めて確認しておきたい。

### 一、戦後皇室祭祀の位置付け

戦前、大日本帝国憲法により国家行政たる国務が行われ、皇室典範により皇室に関わる宮務が行われた。帝国憲法の改正には帝国議会にて三分の二以上の議決を必要としたが、皇室典範改正は、帝国議会の議を経る必要がなく、その改正には皇族会議と枢密顧問に諮詢して勅諭する決まりであった。依って国家行政（府中）に当る国務大臣と宮内省（宮中）の宮内大臣は明確に区分され、宮内大臣は内閣の一員ではなかった。国家の官吏と皇室の官吏にも区分があった。しかし、当然ながら天皇が統治権を有していたのでその区分にも究極のところでは曖昧な

ところもあつた。帝国憲法の下に様々な法令が制定されて国家の国務が行われ、皇室典範のもとに様々な皇室令が定められて、皇室の国務が執行された。皇室典範は「皇室の家法」とも位置付けられ、帝国憲法とともに二大法体系で国家と皇室の事務が執行されていた。

国家行政としての神社祭祀や神宮祭祀は内務省の法体系の中に組み込まれ、皇室祭祀は皇室典範の付属法令の皇室祭祀令(明治二十二年二月十一日)によって基本が行われて来た。同じく登極令(同日)で即位に伴う踐祚の儀、即位礼、大嘗祭について規定し実施されて来た。また、立儲令、皇室成年式令、摂政令にて臨時の祭祀を規定し、皇室陵墓令にて皇霊祭祀について規定してきた。

敗戦後、昭和二十年十二月十五日に連合軍最高司令官総司令部は「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弼布ノ廃止ニ関スル件」(所謂「神道指令」)を日本政府に対して発令して、国家と神社神道との徹底的な分離を命じた。「神道に関するあらゆる祭式、慣例、神話、伝説その他一切」と国家との分離を命じたもので、神道が超国家主義と軍国主義の温床であると決めつけての措置であつた。同時に「信教の自由」原則のもとに、日本人が望むのであれば宗教としての存続

を認め、これによって内務省管下の全国神社、陸軍省所管の靖国神社は、国家管理を離れてすべて宗教法人となり独立、神社行政を司つた内務省の外局である神祇院は廃止された。

全国神社は、占領行政の厳しさを予見した関係者の尽力により、宗教法人の包括法人である神社本庁を設立して、かろうじて神社の祭祀伝統を受け継ぐことができた。神社や神道に関する諸法令が廃止された昭和二十一年二月二日の翌日を期して、神社本庁が設立され、大きな混乱もなく、戦後の神社の歩みが始まった。神社本庁は伊勢の神宮を本宗と仰ぎ、全国神社を包括する宗教団体となり、神職の任免制度、神職の養成制度の確立、神社護持のための統理の承認事務制度の確立、神道教化策の振興、神宮大麻頒布の実施などを実施して、占領下「神道指令」から神社信仰の防衛に当たつた。

一方、皇室祭祀はどうであつたのか。この事は日本国憲法の制定過程と密接に関係するので、日本国憲法の施行の経緯を振り返っておきたい。日本の軍国主義の排除と民主化のため帝国憲法の改正を示唆された当時の幣原内閣は、改正は当然日本政府の行うべき事柄として、松本丞治国務大臣を委員長とする憲法問題調査委員会を発足させ、憲法改正要綱を立案する。昭和二十一年二月一日に松本改正案が毎日新聞にスクープされ、

G H Qの知る処となる。二月八日に日本政府は正式に松本改正案を骨子とする憲法改正要綱を総司令部に提出するが、天皇の地位に基本的変更を認めない松本案を、事前に精査していた総司令部はこれを拒否、代わりに二月十三日に総司令部案(英文)が日本側に交付されることになる。この総司令部案は、G H Qの民政局で立案したものでマッカーサー三原則と呼ばれた基本原則を骨子として、二月四日から起草作業に取り掛かり、二月十二日に完成、翌十三日に日本政府に手交されたものである。

日本政府は、この翻訳作業と表現の訂正を行い、三月二日に日本語版を完成させた。三月四日にこれが総司令部に提出され、全項目に亘り両者による詳細な突合せ作業が行われて、合意された結果三月六日に「憲法改正草案要綱」が完成した。本案は事前に昭和天皇に御説明された上で発表された。

「憲法改正草案要綱」をもとに四月十七日に「憲法改正草案」が作成され、枢密院への諮詢と同時に、公表された。枢密院で可決された憲法改正草案は、大日本帝国憲法七十三条の定める手続きに従い、六月二十日に第九十回帝國議會衆議院に勅書を以て提出され、審議の結果若干の修正が行われ八月二十四日に可決され、貴族院に送付された。貴族院でも若干の修正があり、十月六日に可決され、翌日修正の箇所が衆議院で同意された。

改正案は、枢密院の審議を経て、十月二十九日に天皇の裁可があり、十一月三日に「日本国憲法」として公布された。そして翌昭和二十二年五月三日を以て施行された。

マッカーサー三原則では、「① 天皇を国家元首とし、皇位は世襲で、天皇の権能は憲法に基づいて行使され、国民の基本的意思に対して責任を負うとする。② 国家主権としての戦争を放棄する。③ 封建制度(華族制度)の廃止。」として、最も大事な天皇条項では、天皇を統治権の総覧者から、天皇の権能を奪い、大きな変更を迫るものであった。

この結果、日本国憲法の第一条「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」となり、第二条「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」第三条「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。」第四条「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。」とされた。第八十八条では「すべての皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して、国会の議決を経なければならぬ。」とされた。

ここで明らかな通り「国会で議決した皇室典範」とあるよう

に、皇室典範も国会審議の対象となり、日本国憲法に付属する法令と位置付けられた。また、すべての皇室財産が国有化されたため、皇室経済に関する法令も必要とされた。そのため新皇室典範と皇室経済法の起草作業は、憲法改正審議と並行して行われた。政府に臨時法制調査会（会長は総理大臣）が設置され、七月十一日に第一回総会が開催され、皇室関係法は第一部会で審議されることとなった。立案は主として宮内省の高尾亮一参事官を中心に進められ、起草は部会を重ねて進められて行き、八月十六日皇室典範法案要綱試案を決定し、総会での審議を経て十月二十六日に皇室典範法案要綱を総理大臣に答申した。そして皇室典範案は枢密院の諮詢を経て、国会に提出され、昭和二十二年一月十六日に制定された。そして、日本国憲法の施行と共に五月三日に施行された。<sup>6)</sup>

これに伴ない旧「皇室典範」が廃されたため、これに付属する皇室令は「皇室令及附属法令廃止ノ件」（昭和二十二年五月二日公布）によってすべて廃止された。これにより皇室祭祀に関する法令はすべて廃止された。但し、古来、宮中で行われて来た祭祀を中断した訳ではなかった。昭和二十二年五月三日付、宮内府長官官房文書課長の依命通牒「皇室令及附属法令廃止に伴い事務取扱いに関する通牒」によって、継続されてゆく。通

牒は五項目にわたって指示しているが、ここは第三項目が該当するので、以下その全文を掲げて置く。

従前の規定が廃止となり、新しい規定ができていないものは、従前の例に準じて、事務を処理すること（例、皇室諸制式の附式、皇族の班位等）。

根柢となる法令が廃止されたにも拘わらず、祭祀は継続して実施されてゆく。これは皇室祭祀が神代に起源を發し、歴代天皇によって厳格に継承され、あるいは廢れたものを復興して今日に至ったという経緯があったからである。

恒例祭祀の基本法令である皇室祭祀令は、明治四十一年九月十九日に制定されているが、神代以来受け継がれてきた祭祀と明治以降宮中三殿（賢所・皇靈殿・神殿）が成立したことによる、従来仏式にて行われて来た皇靈祭祀を神式に改め、皇室祭祀が整備されたことによる。強固な祭祀伝統が先に在って、法整備が後から行われたのである。

皇位継承に伴う諸祭儀・諸儀式は、登極令で規定されていたが、新皇室典範には第四条で「天皇が崩じた時には、皇嗣が、直ちに即位する。」とあり、第二十四条に「皇位の継承があつ

た時には、即位の礼を行う。」とのみ規定されるだけで、根拠法令が廃止され、どのような形にすればよいのか誰にも予想がつかなかった。この事が混乱に拍車をかけることになる。ここでは占領期の皇室祭祀の状況を確認しておく。

## 二、占領期皇室祭祀の状況

昭和二十年十二月十五日、GHQは「神道指令」を発令し、国家が神社を管理する制度、国家神道を廃止、国家と全国神社との徹底分離を命じた。国家と神社との分離、政府機関の神祇院の廃止、公の教育機関から神道の教育、調査の廃止、学校や役場等の施設から神棚等神道施設の排除、官吏の資格における神社参拝を禁止して、「神道に関するあらゆる祭式、慣例、神話、伝説その他一切」と国家との徹底分離を命じたものであった。軍国主義と超国家主義の温床と見做した神社神道に対して特に厳しい措置であった。

神道指令の発令に伴い、皇室祭祀の改正も余儀なくされ、昭和二十年十二月二十二日付で官国幣社への奉幣、官僚の参拝等の語句を削り、三殿、山陵への国家の大事の親告といった事項を修正している。しかし、神宮との関係は従来通り維持された。

これが昭和二十二年五月二日日本国憲法施行の前日、旧皇室典範の廃止と共に付属法令はすべて廃止された。以後、五月三日付の宮内庁文書課長の依命通牒により、「新しい規定の出来てないものは、従前の例に準じて事務を処理すること」を根拠に皇室祭祀は継続実施されている。以下、洪川健一の研究を参考に整理してみよう。<sup>7)</sup>

その後、昭和二十三年七月に「国民の祝日に関する法律」が公布され、戦前の「休日ニ関スル件」の勅令が廃止され、従来の皇室祭祀に由来する休日が廃止され、名称も変更された。これに伴ない紀元節が廃止され、明治節は名称が改称され文化の日となったので、紀元節祭、明治節祭はいずれも廃止された。しかし、両祭儀ともに単に廃止するのではなく昭和天皇はその当日に臨時御拝を行われて、由緒ある祭祀の継承に心を尽くされて居られる。更にその後、昭和三十年十二月二十三日の伺定によって、基本は皇室祭祀令により実施され今日に至っている。尚、明治節祭の臨時御拝は、昭和六十二年まで行われたが、現在は廃絶になっている。紀元節祭の臨時御拝は、昭和四十二年に紀元節が「建国記念の日」として復活したので、臨時御拝として、現在も行われている。つまり、日本国憲法や法律に反しない範囲で、皇室祭祀は従来通り行われた。但し、神宮や勅祭



社との関係については、勅使の派遣や幣饌料の献納など曖昧な点も残された。

これに関して、神道指令の発令以前の昭和二十年十二月四日、終戦連絡事務局・神祇院と占領軍総司令部のCIE（民間宗教情報局）との交渉記録がある。これによると祭祀は、皇室又は国民の自由意思に基き、神社自体に置いて之を営むこととし、国家の祭祀は之を廃止すること。神宮へは、①国庫支援金は廃止されるが、皇室よりの献金は継続される。②神宮の首脳（祭主・大宮司）の任命について、皇室が何らかの発言権を保持する。これに対して、パンス課長は、「国家予算たる皇室費より捻出されなければ、差し支えなき様に思うが、御内帑金より支出するといえど、皇室費が間接的にカバーするとの点に懸念がある」との見解を示す。②については何ら発言なし、と記録されている。

次いで十二月十四日の交渉では、前回の会談でパンス課長から質問があった国会議員の奉告参拝について、「國務大臣の神宮への國務奉告については、國務奉告ではなく単なる参拝で近年の習慣に過ぎない」と説明している。更に「米國が特に禁止するのは行き過ぎと思うが、日本側も公的資格における報告・参拝を停止することに吝かでない。宮中における神式儀典につ

いては、宮内省では皇室・宮内官以外は、参列を義務付けない」と答弁している。この時、天皇陛下の御親拝について、公的資格を具備しないかとの質問があったが、これについても明確な答弁はできなかった。つまり、宮中祭祀と神宮や勅祭社との間に特殊な関係があり、簡単に関係を断絶できず、その経緯など事前にCIEに説明していたことが分かる。

国家から分離された神宮・勅祭社への勅使派遣や奉幣については、神道指令発令後に問題になり、昭和二十二年の夏に、CIEのパンス課長から当時の宮内府に対して事情聴取があり、宮内府では黒田事務官と矢尾板掌典が出向いて、説明している。その趣旨は、宮中における祭祀は、陛下個人の私的御信仰の対象で、国家公的存在から絶縁し、奉仕する職員も国家の官吏ではなく、陛下の私的使用人が当たっている。神社に対する御信仰も同様で、その奉幣の経費も陛下の私的費用を以て充て、これに参向する勅使も陛下の私的使用人に改めた、としている。この説明に対して了承しつつも、一般人の勅使を迎える態度とか、儀式や参列の形式が従来と変わらないため、政教分離に関して徹底を欠くような誤解を与えらるゝとして、研究したいと述べたが、その後何らの措置も取られなかった。<sup>8)</sup>

陛下の御信仰としての宮中祭祀について、GHQは何ら干渉

がましいことをされなかった。この事は、神社神道が国家からの分離を徹底的に求められたことと対照をなしている。この事に関して、当時神社新報主筆を務めていた葦津珍彦は次のように語っている。

神道指令は国家と神道との徹底的分離を命じた内務省所管の一般神社には実に厳格に適用されたが、一方、宮内省が所管する皇室祭祀に関しては別様の扱ひなされたことは歴史然としてゐる。神道指令は公共施設に神棚その他神道の物的象徴となるものを設置することを禁止し、これらのものを直ちに撤去することを命令してゐる（神道だけで仏教、キリスト教は別）。

ところが国有財産となった皇室の陵墓から齋館、神饌所はもとより鳥居一基すら取払はれはしなかった。それどころか、国有地となった皇居の中に従前と全く変わらない形で宮中三殿が存在してゐる。田舎の村役場の村長室の小さな神棚さえ撤去の憂き目に逢つた時代のことだ。<sup>9)</sup>

一方で占領軍の最高司令官であつたマッカーサーは、日本の民主化のため本気でキリスト教国にすることを目論んでいた。

宣教師を優遇し軍用列車、軍用郵便の使用を認め、その子弟は軍人家族用の学校で学ぶことまで許していた。かまほこ兵舎に十字架を載せ、教会としたところもあった。昭和二十一年四月から二十三年二月末までも間、旧約聖書五万八千八百九冊、新約聖書四十三万二千二十一冊、分冊七十万四千四百八十七冊、さらに二十四年から三年間の間に八百五十万八千冊が日本に送られ頒布された。

宮中では昭和二十三年四月から、皇后陛下や三人の内親王への聖書講義が植村環（世界YMCA副会長）によつて開始され、毎週一回行われた。その後、五年間続けられ講和条約の発効後に終わつてゐる。<sup>10)</sup>

この事に関して、葦津珍彦は次のように語っている。

ところで、マッカーサーが天皇陛下にキリスト教への改宗を熱心に勧めたことはよく知られているが、それを陛下に強制した非礼は一度もなかった。マッカーサーは「日本人の精神年齢は十二歳だ」といったやうに、日本人一般には厳しい評価を下してゐるが、天皇陛下には別だった。陛下の御人格を心底から尊敬して、この方が改宗されれば、日本は救われると考えたのだろう。

これからは私の推測に過ぎないが、熱心なクリスチャン（聖公会）であるマッカーサーは、陛下がみづから御改宗なさることを希望して、圧迫や強制を加へなかつた。圧迫や強制は、真の内心の改宗の妨げになると考えたに違いない。それまでは皇室の祭祀も従来通り認め、宮中三殿にも手をつけまいし、神事費も内廷費を通して国費の中から支出することも容認した。否、それ以上のことをした。結局、陛下はキリスト教に改宗されないで、皇室の道統を守られたが、このあたりの事情を最も知つてゐたのは、吉田茂とマッカーサーではないだろうか。<sup>①</sup>

### 三、戦後の臨時祭祀の状況

次に占領期から講和条約締結後すなわち独立後に行われた臨時祭祀の位置付けについて、渋川謙一の整理に基づいて確認してみたい。<sup>②</sup>

1、貞明皇后大喪儀（昭和二十六年六月二十二日）  
 国葬に準じる大喪儀が、神式にて豊島岡葬場にて行われた。内閣総理大臣が委嘱する大喪儀委員（委員長宮内庁

長官田島道治）が一切の事務を掌理した。

2、皇太子殿下の成人式・立太子礼

（昭和二十七年十一月十日）

①午前八時、天皇后両陛下、宮中三殿に御拝し、立太子の御親告。

②午前十時、天皇后両陛下出御のもと表北の間にて成人加冠式の儀が行われる。

首相、衆参議員議長、最高裁長官、各国公大使、各会代表が参列。吉田首相が壽詞を奏上する。

③午前十一時、天皇后両陛下出御のもと表北の間にて立太子の礼が行われる。立太子の礼宣明の儀が行われ、首相が国民を代表して祝辞を述べた。その後、御剣伝達の儀が行われた。

④引続き、皇太子殿下には、御剣を東宮侍従が奉持して、宮中三殿に御参拝になられた。

⑤午後三時、朝見の儀が表西の間にて行われ、皇太子殿下が天皇后両陛下にご挨拶申し上げた。引続き礼服の賜与、勲章親授の儀が行われた。

⑥その後、皇太子殿下には神宮、神武天皇山陵に御参拝された。

以上の儀式・祭祀の内、加冠の儀、立太子礼は国事行為として行われ、他は皇室の私事とされた。

3、秩父宮雍仁親王御葬儀（昭和二十八年一月十二日）

遺言により病理解剖、火葬、無宗教葬を希望されていたが、解剖と火葬は遺志を尊重されたが、葬儀は神式で行われ、豊岡墓地に埋葬された。費用は国費にて支弁された。

4、皇太子明仁親王殿下御結婚式

①午前十時、賢所大前に御結婚の儀を行われる。皇太子殿下は束帯黄丹袍、正田美智子様は五衣・唐衣・裳を召され、賢所大前にて御拝礼され、外陣にて御盃ごことがあり、その後皇靈殿、神殿に奉告参拝された。

②午後二時、天皇皇后両陛下が出御され、朝見の儀が行われ皇太子同妃両殿下が御結婚後の御挨拶をされた。

③引続き十三日から皇居にて宮中祝宴の儀が行われた。

④その後、十八日に神宮に謁するの儀が行われ、皇太子同妃両殿下は神宮に御参拝された。されに神武天皇山陵、大正天皇、貞明皇后山陵に参拝された。

以上の儀式・祭祀・祝宴は国事行為として行われ、神宮以下の奉告参拝は国事に準じて行われた。

賢所大前での結婚の儀を国事行為として行われる理由について、神社新報のインタビューに宮内庁の瓜生順良次長は次のように答えている。<sup>13)</sup>

神式により賢所大前において行はれる結婚の儀を国の儀式としたこと、政教分離の憲法には抵触しないと解釈してゐる。

一般国民の結婚式においても、結婚を誓ふ儀式は、それぞれの信仰に基き、神前なり、仏前なりにおいて宗教儀式を行ふのが社会的慣例になつてゐる。

このような式の形式が、宗教形式をとるのが社会慣習となつてゐる行事については、例え国が公事として行つても、それが憲法で禁ぜられてゐる宗教活動を行ったといふ範囲には入らぬ。（中略）

結婚式は誓ふ儀式と、披露とが一体不可分となつて行はれるのが、国民の常識である。従つて賢所大前で行はれる結婚の儀と、国の象徴たる陛下への朝見の儀と、披露に当たる祝宴とを国の儀式として行ふこととしたのである。結婚式を公事として行ふ以上、その必須条件と社会通念で考

へられてゐる賢所大前での結婚の儀のみを皇室の私事とするわけには行かないだろう。

この後、常陸宮正仁殿下の御結婚、三笠宮寛仁親王殿下の御結婚、高田宮憲仁親王殿下の御結婚等はいずれも公事として行われた。常陸宮殿下の御結婚に当り、宮内庁次長の瓜生氏は「義宮殿下は、それ（皇太子殿下）に次ぐ皇位継承者ではありませんけれど、必ず皇位につくと決つて居りません。しかし、やはり単に私事ではなくて、公事的なものではないかとおもいます。」（昭和三十四年一月三十一日・参議院予算委員会）と答弁している。

皇太子明仁殿下の御結婚において、賢所大前の儀が国事行為として行われ、その理由として一般国民の例を示して、たとえ宗教色を帯びても社会通念上、憲法の政教分離原則に抵触しない、という見解が示された。これまで皇室祭祀は、占領期以来一貫して「皇室の私事」として扱われて来たことに対し、大きな変更を加えるものであった。皇室祭祀は、内容により国事もしくは公事として位置付けられることになったのである。

ところが昭和五十年代に入り、保革伯仲する中で、再び憲法の定める政教分離原則を厳格に運用しようとする態度が、政府

与党や官僚の中に現れてくる。昭和五十年五月二十九日の参議院内閣委員会において、日本社会党の秦豊議員が、天皇の名代として侍従（国家公務員）を宗教法人たる伊勢神宮に遣わすのは、憲法に抵触するのではないかと質問した。これに対し角田礼次郎法制局長官は

伊勢神宮に天皇が御参拝になる、これは私どもとしましては、従来から天皇の私人としての行為である、私的な行為であるというふうに理解しております。・・・

天皇が宗教的な、そういう私的行為に限りませんが、一般的に私的行為をいろいろおやりになる場合にこれをだれがお世話するかという問題があるわけでございます。・・・一つの考え方としましては、あくまで私的な天皇の使用人と申しますか、そういう人々だけで一切そういうお世話をするとどう考え方もあつたわけでございますが、いろいろな議論の末、現在宮内庁法の第一条に皇室関係の国家事務ということを宮内庁が処理するということになっておりますが、この規定が設けられまして、当時この規定を根拠といたしまして、天皇の私的な面についての御世話も、内廷と申しますか、天皇の私的使用人という立場にある人とあ

わけて宮内庁の職員が御世話すると、こういうことにしたわけでありませう。<sup>(14)</sup>

と答弁して、従来の基本方針であった宮内庁法を根拠に憲法の政教分離原則に抵触しないとした。しかし、この答弁を境にして、天皇陛下の御代拝は侍従から掌典(内廷職員)に代わり、東宮侍従が務めていた皇太子殿下の御代拝は、東宮職御用掛の名目で掌典に変更された。国家公務員が、皇室祭祀に関与するのをさける傾向が顕著になった。

しかし、内廷のことであるので実情を知ることが叶わなかった。ところが昭和五十七年十二月に國學院大學で開催された神道宗教学会で永田忠興掌典補の発表で、宮中祭祀が変貌して行く様子を発表、これが翌年一月の「週刊文春」の誌上に独自取材も加えて、特集記事として掲載された。永田掌典補の発表要旨は、①侍従の毎朝御代拝の服装がモーニングに変わり、拝礼の位置が三殿内から外に移ったこと。②大宮氷川神社への神楽東游奉納が公務として扱われなくなったこと。③大祓の御贖物等の流棄場の変更、等であった。これに対し神社本庁は事務局長名で宮内庁長官あてに十項目にわたる質問書を提出した。<sup>(15)</sup>

一、皇太子殿下御結婚の儀は、賢所大前において神道儀式で行はれ、国事であるとの閣議決定がなされた。その後、常陸宮殿下、三笠宮寛仁殿下の御結婚の儀は公事たる宮務とされた。賢所の祭事は事によつて国事とされ、事によつては公事とされ、事によつては内廷限りのこととされてゐると、理解してゐる。これは「神道指令」から解放された後の宮内庁当局の見解と思ふが否定されるか。もし前任者の見解と本質が変つたならば、その点を公示されたい。

一、賢所の性格を右のやうに解すれば、国家公務員たる侍従の毎朝御代拝も当然と考へられる。しかるに侍従の毎朝御代拝が古来の伝統的祭服からモーニングに変へられた理由如何。

一、宮中の賢所はじめ三殿は、三種の神器とともに皇室経済法第七条に入ると解釈しているが、宮内庁の見解如何。(以下略)

これに対して宮内庁は東園基文章典長名にて、昭和五十八年五月十三日付で以下のような回答が寄せられた。<sup>(16)</sup>

一、皇族親王殿下方の御結婚の諸儀が国事で行はれ、また公

事で行はれたことは御承知の通り。今後とも国事たり得る場合もあり、公事として行はれることもあると考へてゐる。

一、侍従が毎朝御代拝を奉仕申上げることの大切なことは十分心得てゐる。現在は（他の宮中の）一般儀式と同様の礼服を用ゐるてゐるが、御代拝の伝統精神は、いささかもないがしろにされてゐませぬ。

一、宮中三殿は、国有にしなないで依然経済法第七条のままで行きたい。

一、宮中祭祀に関し、巷間伝へられる記事の中には、その荒唐ぶりを殊更に誇張してゐることは御賢察できると思ふ。

宮中祭祀については、諸般の情勢により多少のの变化はあるにせよ、その本筋は寸毫も変わることもなく執行されてをり、将来も変わることがないと確信致してゐる。

この神社本庁の質問により、戦後宮中祭祀がたどってきた状況、実績が確認され、憲法の原則に厳格に沿うように解釈しようとの方向性に一定の歯止めがかかることになった。

#### 四、『共同研究 現行皇室法の批判的研究』が提示するもの

本書は、皇室法研究会により昭和六十二年十二月、神社新報社から発行（非売品）されている。その緒言（同会幹事の田尾憲男氏執筆）によればこの共同研究は、『昭和五十六年秋から始まり、昭和五十九年末までの約3年余でほぼ大綱が固まつたが、「問題が重大なので慎重を期し、できるだけ多くの学者、研究者の批判を求めて万全を期し、大成を期せよ」とのこと、約二百部をタイプに印書して、私、田尾が主として持参して諸家の見解を聞いて歩いた。』とある。

当時、政府官僚の中に憲法を厳格に解釈し、皇室祭祀を「皇室の私事」とする考え方をとる官僚が増え、皇室祭祀が変貌を余儀なくされて行くなかで、戦後皇室祭祀をもっとも近くで見守ってきた神社新報社社友の葦津珍彦を中心に危機感を募らせ、共同研究に至ったものであると理解できる。

「本書は、占領期に皇室法が準備不十分で早急に立法化された事情と、それ故に批判するべき諸点の存することを明らかにすると共に、幾多の欠陥の存することを前提にして、現行皇室

法の正しい解釈と運用のために、研究を重ねてきた共同研究の成果の一端である。」と緒言に述べられているように、その目的は欠陥のある現行皇室法であるが、正しく解釈と運用をすれば、現に厳修されている天皇の皇室祭祀を「皇室の私事」をすべしとする見解の誤りであることを明らかにしている。

論証の内容は多岐にわたり、大部の著作でもあるので、短く紹介することはできないので、肝心の要点のみ解説したい。その前提として戦前は国務と宮務とが厳格に峻別されていた。すでに述べているように大日本帝国憲法に基づき政府（内閣）は国務を行い、その予算や決算は、その審議権を持つ議会の論議の対象になった。これに対して天皇の事務を行う宮内省は、皇室典範に基づき国務圏外の宮務を行う役所という位置付けであり、その経費である財源も国庫以外の皇室財産に依拠することが多く、議会での政治論争の圏外に置かれていた。これは皇室の永い伝統に基づき確立した日本独自の政治形態であった。

ところが大東亜戦争に敗戦した結果、連合国軍による占領となり、主として米軍による占領行政が行われることとなる。連合国総司令官に就任した米国のマッカーサー将軍により実際の占領行政は実施されてゆく。占領の究極の目的は米国の国務省がマッカーサー将軍に命じ「日本国が再び米国の脅威となりま

た世界の平和及安全の脅威とならざることを確実にすること」(初期対日方針)で、特に天皇の権限を制限し、天皇に対する国民崇敬を殺ぎ、皇室財産を没収して国有財産とするなどの政策は、日本国憲法起草の骨子となったマッカーサー三原則によるものであったことは、すでに述べた通りである。

また、「神道指令」(昭和二十年十二月十五日発令)は、神社道を軍国主義と超国家主義の温床と見做して、国家と神社、神社との徹底分離を命じており、信教の自由原則のもと、日本人が望むならば国家との関係を断つて私的信仰としてのみ認めようというものであった。

皇室の神道についても同様で、天皇が私事としてのみ神道儀式を行うことは認めた。これは憲法を越えた強制力を伴ったもので、当時は如何とも為し難かった。そして新憲法の起草へと繋がり、国家と神道との分離を命じた神道指令の理念は新憲法の国家と宗教との徹底分離を命ずる政教分離原則に引き継がれて、占領解除後にも暗い影をもたらして行く。新憲法の制定施行に伴い旧皇室典範に付属す皇室令はすべて廃止となるので、新憲法の起草作業と並行して新皇室典範と皇室経済法の起草作業が進められた。早々の間に十分な審議も尽くすことができない中で占領軍の強い圧力の中での立法で、当時の意識としては、



不備は独立後に修正しようとの意識も強かった。

こうした中で皇室経済法第7条に

皇位と共に伝わるべき由緒ある物は、皇位とともに、皇嗣が、これを受ける。

と定めた。皇位と共に伝わるべき由緒ある物とは、三種の神器、宮中三殿、壺切の御剣等を意味する。すべての皇室財産は国有とする基本方針の中で、これらのものだけは国有財産としないので、皇位と密接不可分なものと認定して、皇位とともに、皇嗣が受けるものと規定している。神器の継承は、すなわち祭祀の継承であることは、皇室の伝統が明確に示している事であり、あえて明文化しなかつた。占領下であるので、経済的権利の継承として、皇位と不可分な由緒あるものを認定し、それに付随する祭祀継承のことを含ませ、本質を保存したのである。

しかし、この立法は米国側の理解を得ることが難しかったという。国有財産に組み入れて、在位の天皇に国民代表の国会議長もしくは首相から新帝に渡せばよいのではないか、との説も出たという。神器の継承は、日本の国柄の根幹にかかわる事であった。旧皇室典範には第十条に「天皇崩スルトキハ皇嗣則チ

踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」と規定されていた。この条文の本義を生かすために、このような条文に至つたのだという。

神器の継承は、かつて「劍璽渡御」と呼び、神意の発露と考えられていた。皇室財産という公産とも違い、ましてや天皇に属する私産でもなく、天皇による恣意の分割や処分を禁止して、皇位の継承とともに必ず継承されてゆくものであった。しかし、皇室に私産は残すが、公産は残さず、すべて国有財産とするというのが米国占領軍の基本方針であつたので、形式的には「内廷の私産」ということで、本義が護られたのである。占領軍の目標は、皇室が巨大な財産を所有しないようにすることであつたので、経済的価値は少ないので承認したというのが、真相のようだ。

ここで改めて「内廷」の意味を確認しておきたい。皇室経済法第三条は「予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費、皇族費とする。」としている。第四条で、その内容について説明し、「内廷費は天皇・上皇・内廷にある皇族の日常の費用内廷諸費に充てるもので、法律に依り定額が定められる。お手元金として、宮内庁の経理する公金ではない。」と定めている。第五条で「宮廷費は、儀式、国賓、公賓等の接遇、行幸啓、外国ご訪問などの皇室の公的活動等の必要な経費、皇室用

財産の管理に必要な経費、皇居等の施設の整備に必要な経費などで、宮内庁の経理する公金である。」とし、第六条で「皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるためのもので、各宮家の皇族に対し年額により支給される。お手元金として、宮内庁の経理する公金ではない。」と定めている。以上の説明は条文そのものではなく、宮内庁（ホームページ）の説明文から引用したものである。

この説明を読むと一見なんの問題もないように思うが、内廷費と宮廷費との区分は、曖昧で意味明白でない。宮廷費の条文は「宮廷費は、内廷諸費以外の宮廷諸費に充てるものとし、宮内庁で、これを経理する。」となつている。衣食住を考えてみても、どこまでが日常でどこからが公的になるのか、曖昧にならざるを得ない、しかも住は、皇室財産であり、すべて国有財産である。

「日本固有の思想から言へば、宮廷のことはすべてが公事なのである。公事であればこそ、内廷の諸費も国費から支出するのである。ただその経理については、皇室と一般官庁とは異なる特別の事情もあるので、行政官庁の公金経理方法とは区別<sup>(18)</sup>したのである。ところが本法案の審議をする中で「内廷費、宮廷費の分け方は、非常にはつきりした限界はございません。

内廷費と考えますのは、大体個人的な意味のもの、宮廷費と申しますのは個人と公けとの両面が合体しておるような意味のもの、かように考えております。」（金森徳次郎国務大臣の答弁）とした。

この曖昧な法案説明が、その後の学者や政府の法解釈として定着して、内廷費で行うことは「皇室の私事」、宮廷費で行うことは「皇室の公事」という説が定着し、皇室の大事な祭祀などすべて「私事」とし、やがてその意義をも軽視する官僚が出現するに至つたのだと批判する。

占領下、占領軍は「神道指令」を発して、国家と神道、神社との分離を命じた。国家機関（天皇も含む）が宗教行事（特に神道に関する一切の行為）を行うことを厳禁、ただ私事としてのみ神道儀式を行うことは許容した。天皇は皇室祭祀を私事として続けられるしかなかった。内廷費を「私費」と説明して、「私事」としての皇室祭祀を継続されたのである。占領下であったのでやむをえなかつたのである。

しかし、占領が終り、神道指令が失効したので、このような制約はなくなり、日本国憲法の第二十條の宗教の自由と国の宗教活動を禁止した条項と第八十九條の公金その他の公の財産を、宗教団体のために支出してはならないとする条項に違反し

ないならば、従来の説明に固執する必要はなくなった。

そこですでに述べたように昭和三十四年の東宮明仁親王殿下の御結婚式は、賢所大前にて行われ、神式の祭事が国事行為として行われた。画期的な判断であり、占領下の説明を克服する、良い機会であったのだが、その後も宮内庁は、皇室の行為は「国事」・「公事」・「私事」の三分類として、祭儀を私事とのみ説明している。占領中の解釈のまま放置しているのだ。

そこで「陛下の思召で（内閣の助言と承認なしに）執行される祭祀は、大切な皇室の行為なのであって、それは天皇が国事行為以外になされる公的非政治的社會行為と共に憲法の「国事行為」に劣らない貴重な公事と解すべきである。」と提言している。<sup>19</sup>

## 五、むすび — 内廷の意義 —

そこで改めて「内廷」とは、どのように位置付けられる機関なのであるか、考えてみたい。すでに述べている事であるが、戦前の宮内省は、帝国憲法に根拠を置く国務上の政府（内閣）とは性格が異なる役所で、皇室典範に根拠を置く別系統の役所で、行政機関ではなかった。国務大臣は、議会に臨んで政府の

国政に対する厳しい批判に対し答弁しなければならぬし、議会は国務大臣、内閣の不信任を決することもできたし、政府の行政の要する予算の成否を決する権能も有した。

この国務上の政府の立場とは異なり、宮内省は行政機関の圏外に位置し、その主たる予算源は国庫以外の皇室財産に依存する所が大きく、その経理も国の議会の議論の圏外にあって、議会の政治論争には無関係な立場であった。

ところが憲法や諸法令、官制が戦後変わって、宮内省という国務圏外の公の皇室機関が無くなり、その事務の大半が総理府の管下行政機関としての宮内庁に引き継がれた。宮内庁は他の行政機関と共に議会の論議の対象になり、予算決算を含めて政事論争の対象となった。しかし、皇室の中核である、陛下の側近の「内廷」だけは、政治論争の圏外に置いておきたいというのが、当時の為政者の願いであった。

これが皇室経済法第四条【内廷費】① 内廷費は、天皇並びに皇后、大皇太后、皇太后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃及び内廷にあるその他皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てるものとし、別に法律で定める定額を、毎年支出するものとする。

② 内廷費として支出されたものは、お手元金となるものとし、

宮内庁の経理に属する公金としない。(以下省略)

という規定の本旨であり、「宮内庁の経理に属する公金としない」とは、もちろん「皇室の私費」ではなく、正しくは「行政機関たる宮内庁の公金ではない公金」という意味なのである。公金でないから、私金であるといった短絡的な解釈が誤っているのだ。よって天皇が「国務」圏外の「宮廷行事」を執行された宮内省の残影が「内廷」なのである。内廷で行われて来た皇室祭祀こそ政府の世俗的行政圏外の「皇室の重儀」「皇室の公事」と理解することが正しいのである。

皇室祭儀といふのは、天皇によって行わせられる祭儀のことである。この祭儀権は、日本はじまって以来の天皇固有の権限であり、聖域権限である。今日流の法的用語でいへば、天皇の内廷権限であり、日本はじまって以来の不文憲法に由来する。

内廷生活は天皇の自由意思によって行わせられる生活領域なのである。つまり、聖域である。皇室祭儀は内廷行為だ、といふことの意味は、まことに大きいといはなければならぬ。この聖域があればこそ、日本の神聖性が維持され得るのである。<sup>20)</sup>

「天下の公の祭り」をなさる内廷の神事を、陛下の個人的私事と解するのは、非礼であり理義に反する。天子のお祭りは、ひたすらに「国平らかに民やすかれ」と祈らせられる。来る年も、来る年も、御代がつぎつぎにかはっても、年のはじめから終りまで、天下の祭りつづけて行くのが、悠久なる皇祖皇宗から継承なさった陛下の御使命である。その御使命をつくされることによって、「ただ公ありて私なし」との天皇の御高風を生ずる。<sup>21)</sup>

平成時の御大典の折には、政教分離を巡って大論争が起こり混乱が生じたが、今回はそのようなことは一切ない。前回示された基本方針の政府見解に異議を唱える論調もない。皇室祭祀に対する国民意識が変化したのである。朝日新聞の世論調査(平成三十一年三月～四月)で新天皇に期待する役割として、被災地訪問、皇室外交、戦没者慰霊に続いて、宮中祭祀などの伝統を守るとの回答は47%であった。大嘗祭を皇室行事として国費を支出することに53%が賛意を表明している。皇室祭祀の意義を理解する人が確実に増えているといつてよいのだろう。

- 註
- (1) 政府見解「即位の礼」の挙行について（平成元年十二月二十一日）  
（『ジュリスト』974号・一二八〜九頁・一九九一年三月一日）
- (2) 拙稿「大嘗祭をめぐる国会論争」（『神社本庁教学研究所紀要』第1号・平成八年六月）
- (3) 「大嘗宮の儀」（前掲『ジュリスト』一四二頁）
- (4) 「大嘗祭」についての談話・一九九〇年十一月二十一日（前掲『ジュリスト』二〇二〜三頁）
- (5) 「日本国憲法の制定過程」に関する資料（平成二十八年十一月・衆議院憲法審査会事務局）を参照
- (6) 高尾栄司著『ドキュメント皇室典範』（二〇一九年五月三十日・『文春新書』）
- (7) 渋川謙一稿「戦後、皇室祭祀の歩み」（『小論集——神道人の足跡——』平成二十年三月一日・神社新報社）
- (8) 同上
- (9) 「神道指令と皇室祭祀」（神社新報・昭和五十九年六月十一・十八日号）  
葦津珍彦へのインタビュー（聞き手大原康男）の中での発言
- (10) 高橋紘・鈴木邦彦著『天皇家の密使たち』一一五〜七頁（一九八一年七月三十一日 徳間書店）
- (11) (9) と同じ
- (12) 渋川論文
- (13) 渋川論文
- (14) 大原康男編著『詳録・皇室をめぐる国会論議』一九七頁（平成九年十月二十日 展転社）
- (15) 前掲の渋川論文による。
- (16) 『神社本廳四十年誌』（神社本庁発行、昭和六十一年五月）一四六〜一四七頁。
- (17) 『共同研究 現行皇室法の批判的研究』九七頁
- (18) 同上七二頁
- (19) 同上七五頁
- (20) 同上に所収の大石義雄稿「皇室祭儀と憲法との関係」
- (21) 同上に所収の葦津珍彦稿「天皇に私なし——内廷神事の端的な意味——」